

平成22年度「第二級海上特殊無線技士講習」開催案内

海技大学校では、内航船員に必要な第二級海上特殊無線技士免許証取得の講習を実施しています。STCW条約の改正により無線設備を有する総トン数20トン以上で、国際航海に従事しない船舶に乗船する甲板部職員に第二級海上特殊無線技士以上の資格所持が義務づけられています。(一部対象外の船舶あり)まだ取得していない方は、この機会にぜひ、チャレンジしてください。

従来児島分校で開催していましたが、平成21年度より芦屋本校で実施することとなりました。

1. 講習日程、定員、実施場所

日 程:第1回 平成22年6月29日～6月30日 (募集期間:4月19日～6月11日)

第2回 平成23年3月26日～3月27日 (募集期間:1月11日～3月11日)

定 員:各回20名

実施場所:海技大学校(兵庫県芦屋市西蔵町12番24号)

2. 対象者

船員としての経験がある方、もしくは船員になろうとしている方で、無線従事者規則第45条第1項各号に該当しない方(6.その他に記載)

・無線電話甲をお持ちの方は、第二級海上特殊無線技士講習を受講する必要はありません。

3. 受講料、宿泊代について

受 講 料:16,000円(消費税を含む)

宿泊料:約8,500円(2泊3日)(希望者のみ)

寮室に余裕がある場合、敷地内の学生寮に宿泊できます。宿泊費、食費、暖房費、洗濯代等諸雑費込み申込み後、受講できなくなった場合にはキャンセル代が発生する場合がございます。

4. 申込みについて

必要書類 受講申込書

(所定の用紙に氏名(フリガナ)、生年月日、所属会社、連絡先(住所・TEL)、宿泊希望の有無などを記入してください。)

第二級海上特殊無線技士講習 テキスト申込書

以上を募集期間内に海技大学校 企画運営調整課までご送付ください。

5. 申込先、問合せ連絡先

〒659-0026 兵庫県芦屋市西蔵町12-24

独立行政法人海技教育機構 海技大学校 学務部企画運営調整課

(Tel: 0797-38-6217 Fax: 0797-32-5955)

(e-mail: kikaku@mail.mtc.ac.jp)

お気軽にお問合せください。

6. その他

a) 講習開始時間・集合場所:初日の8時20分までに所定の教室に集合して下さい。

受付場所は後日連絡致します。

b) 入寮案内:入寮日の17時までに学生寮1階、学生課で手続き下さい。

c) この講習は、養成課程として認定されています。免許証申請は、講習終了後、各人で行って下さい。

d) 会社所属の雇用船員の方は、会社を通して申し込んで下さい。

雇用保険(船員保険被保険者)を受講させた船舶所有者に対して(財)日本船員福利雇用促進センター(S E C O J)から支給されていた「技能訓練移動助成金」については平成22年4月より海技大学校は対象外となりました。

一 無線従事者規則第45条(免許を与えない者)

(第1項)電波法第42条の規定により免許を与えない者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1 電波法第42条第1号又は第2号に掲げる者
- 2 精神病者、耳の聞こえない者、口のきけない者又は目の見えない者

二 電波法42条(免許を与えない場合)

次の各号のいずれかに該当する者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

- 1 第9章の罪を犯し罰金刑以上の刑に処せられ、その失効が終わり、又はその失効を受けることができなくなった日から2年を経過しない者
- 2 第79条第1項第1号又は第2号の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消の日から2年経過していない者
- 3 著しく心身に欠陥があって無線従事者たるに適しない者